

生活困窮者等の支援を通じた
地域共生社会の展望について
～より事業を通じてつながる～



基本理念

九十九匹はみな帰りたいけど、
まだ帰らぬ一匹の行方訪ねん

天竜厚生会の基本理念は、
「地域で生活している人達を常に意識し、社会福祉事業に携わる専門職として、地域社会の中で求められているニーズを探し出すこと。また地域社会の中で福祉的な支援の狭間にいる、最も困難な人達を求めていく姿勢を現しています。」



●天竜厚生会の概要

創 立：1950年（昭和25年）

結核後保護対策として創立

事業数：258事業（6部14課体制）

- ・保育から高齢者・障がい者を対象とした事業を展開
- ・現在では、湖西から富士宮まで258事業を展開

本 部：静岡県浜松市天竜区

代表者：山本たつ子 6代理事長

職員数：2,425名（令和5年4月現在）

1日の利用者数：約5,600名

組織図（施設関係）

天竜厚生会

施設サービス事業部

- ・障がい者入所施設
- ・高齢者入所施設
- ・通所介護事業
- ・救護施設
- ・就労支援事業
- ・共同生活援助事業
- ・医療施設

地域福祉事業部

- ・障がい者相談支援事業
- ・居宅介護支援事業
- ・地域包括支援センター
- ・訪問介護事業
- ・生活困窮者等支援 など

子育て支援事業部

- ・認定こども園
- ・児童クラブ
- ・児童発達支援事業
- ・放課後等デイサービス事業

取り組みの背景 ～福祉支援対象者の拡大～



まわりに頼れる人がいない…

何かあっても誰にも相談することができない…

困っているのにどうしていいかわからない…

そういった人たちは確かにいると思われるのに、なぜだかあまり見えてこない…



本当に困っている人はSOSを出さない、出せない

取り組みの背景 ～“制度の狭間の存在～



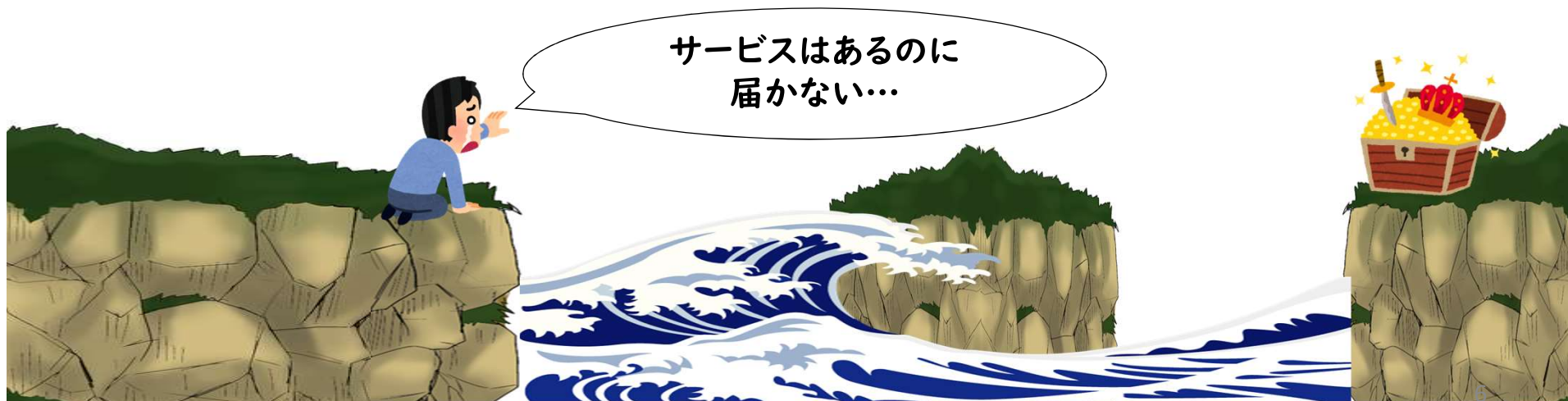
一般的な意味における『制度の狭間』とは…

- 社会的支援を必要とする者に対して、社会サービスが不在であること



制度はあるがサービスに繋げることができないためにおこる『制度の狭間』

- 社会サービスはあるものの、環境的要因等によりサービス利用に至らない状態



男性は、“制度の狭間”の存在？

天竜厚生会における生活困窮者等支援の取り組みについて



相談支援

自立相談支援事業（浜松市・磐田市）

生活困窮者からの相談に早期にかつ包括的に対応する。

中山間地域等自殺対策訪問相談事業（浜松市委託）

精神障がい者等や自殺未遂を経験し、リスクの高いと考えられる方に対し、訪問により相談を行い、自殺予防の推進を図るもの。

居住支援

一時居住支援事業（自主） 平成28年～

一定の住居を持たない方に対し、法人所有の職員宿舎等を一定期間（半年程度）無償で貸与することで、社会的な自立並びに安定した生活を営める時間を創出する。

※ 公益的な取り組みとして実施

一時生活支援事業（県・磐田市委託） 令和1年～

住居喪失または恐れのある方に対し、一時的（ひと月程度）に職員宿舎等を貸与し、衣食住を担保する。

住宅確保要配慮者居住支援法人（県指定） 平成31年～

新たに賃貸住宅へ入居を希望する方に対し、不動産の動向や物件情報を提供し、円滑な入居支援と入居後のサポートを実施する。

子ども支援

合宿型学習支援事業（県委託） 平成29年～

県内町部の生活困窮世帯に属する小学4年生から高校生世代までを対象に、合宿形式で学習支援や社会体験を通じたキャリア形成支援等を行い、貧困の連鎖を断ち切る取り組みを実施する。

通所型学習支援事業（浜松市委託） 平成30年～

浜松市の生活困窮世帯に属する小学生から中学生を対象に、毎週水曜に宿題の補助や季節ごとのレクリエーション等を実施し、学習意欲や進学意欲の向上を図る。

就労支援

就労訓練事業（公益） 平成28年～

法人内19施設にて、就労訓練や就労継続のための生活支援等の場を提供し、就労に必要な能力の向上を一体的に行う。 ※ 公益的な取り組みとして実施

就労準備支援事業（県委託） 平成30年～

県内町部の生活困窮者に対し、合宿形式で集団生活への適応支援と就労意欲の向上を目的とした就労や各種体験を実施する。

天竜厚生会が実施する居住支援について



天竜厚生会が居住支援を開始したはじめての取り組みは

「生活困窮者一時居住支援事業」



《取り組みのきっかけ》

CSWから18歳の少年が家庭不和により家出の対応の相談

児童でもないために社会的支援が不十分であった狭間の方への対応

生活困窮者一時居住支援事業（法人自主事業）

（目的）一定の住居を持たない方に対し、当会の宿舎や施設の空き部屋等を活用し、一定期間宿泊場所と必要に応じて食事の提供等を行い、日常生活の支援を行うとともに、社会的な自立を促して安定した生活が営めるよう支援を行う

（期間）原則6か月を上限とし、必要性を鑑み更に3か月延長可

（費用）宿泊費は原則無料とし、生活に係る食費、水光熱費は実費相当分を徴する

上記事業は生活困窮者自立支援法に基づく事業である「一時生活支援事業」をベースに実施。

※ 一時生活支援事業は行政の“任意事業”であり、当時の行政は実施しない姿勢であったため法人自主事業として開始。



まず安心できる場を創出すること = **緊急的支援の開始**

天竜厚生会が実施する**居住**支援について



“暮らしていく”ための取り組みとして・・・

「住宅確保要配慮者居住支援法人」



《取り組みのきっかけ》

一過性の支援だけでは生活再建できない。

福祉分野では居住支援が充実していない・・・

住宅確保要配慮者居住支援法人（静岡県より指定）

（目的）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人

（費用）居住支援に関わる相談は原則無償。

※上記事業は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき実施。（国土交通省管轄）



安定した居住の確保 = 自己実現に向けて

START

～居住支援の流れ～



部屋が決まらない…
保証人がいない…

居住支援申込

別添の申込書に
必要事項を記載し
天竜厚生会へ

相談開始

居住支援開始



お部屋探しのために
生活のご様子や状況、希望等をお伺いして
物件情報等を提供します

物件検索

お部屋探し補助



不動産店の同行や
気になったお部屋の内覧
なども行います

引越し準備

入居準備

元の家の家財処分業者や
引越し業者の手配代行を
行います

住民票異動
郵便転送手続き等の
補助を行います

賃貸契約に必要な書類や
締結時の立会いを行います

契約締結



カギの引き渡し



入居

入居中の生活の
見守りや相談も
受け付けます

生活支援

必要に応じて
福祉サービスの利用案内
などを行います



GOAL

天竜厚生会が実施する就労支援について



天竜厚生会が就労支援を開始したはじめての取り組みは

「認定就労訓練事業」

《取り組みのきっかけ》

働きたいけどいきなり一般就労は難しい。

ご本人の状況に合わせて訓練できる場の提供を・・・

認定就労訓練事業（自主事業）

（目的）就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う民間の自主事業

（期間）雇用型は雇用型が開始して2年を限度とする。非雇用型については期間の定めを設けない

（報酬）非雇用型は無報酬（交通費実費相当支給）。雇用型は有期雇用契約を締結

※上記事業は生活困窮者自立支援法に位置付けられた自主事業として実施。

所謂「中間的就労」の場として、訓練先の各事業所にて業務の切り出し、整理を行い、対象者に合わせた訓練プログラムを検討



訓練の場を提供＝社会的関わりを創出

就労訓練の対象者について



生活困窮者自立支援法の対象は“生活困窮者”または“その可能性が高い者”

生活困窮に至る背景因子群

精神的な理由

精神障害 高次脳機能障害 発達障害 依存症
若年性認知症 ・精神面等に何らかの理由がある者
等々

生活困窮状態

身体・知的な理由

身体障害 知的障害 病弱 難病
妊娠・内臓疾患
身体面や知的面に何らかの理由がある
等々

社会的な理由

子育て中 介護中 DV被害
定年退職後高齢者 短時間勤務制限者
母子/父子家庭 外国籍 触法歴
ニート/引きこもり ホームレス
LGBT 養護施設出身
低学歴 等々

生活困窮状態に陥る要因は、単一ではなく複合的であり、どの要因が生活困窮の引き金になるかはわからない
だから…

天竜厚生会の就労訓練は、働きたいけど働けないすべての人を対象³

天竜厚生会が実施する就労支援について



働く前の準備の取り組みとして・・・

「就労準備支援事業(合宿型)」

《取り組みのきっかけ》

社会的関わりが希薄になっている方に

社会と関わる場の提供を・・・

静岡県生活困窮者等就労準備支援事業（静岡県委託事業）

（目的）生活リズムが乱れている等の理由により就労の準備が整っていない生活保護受給者及び生活困窮者に対し、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を行い、就労による自立の促進を図る

（実施方法）

★ 集団生活訓練合宿（4泊5日）…合宿形式による生活習慣の改善や、共同生活による人間関係の改善

★ 就労体験（5日間）…就労体験による就労意欲の向上、身だしなみやビジネスマナーの修得、社会的つながりの改善

★ フォローアップ合宿（2泊3日）…就労体験で生じた不安や悩みを解消し、就労活動に必要な面接技法や履歴書作成指導等を実施する。



衣食住を共にする支援を通して **自立に向けたきっかけを創出**

各事業を組み合わせて支援を行った事例



《Case 拘置所から出所した成人男性》

◇ 派遣業に従事していたが、契約更新されず立ち退きとなる。求職活動を行うも思うようにならず多額の借金を抱え、ついには生活に窮し窃盗を行う。

出所後に生活保護によらず生活再建をしたいという本人の思いから検察庁より当会に相談が入り、就労先の確保と債務整理等を実施することとなる。

《支援の流れ》

- 本人の希望は就労による生活再建であったため、就労訓練を利用しながらアセスメントを実施。その後更生保護協力雇用主（建設関係）での就労に向けた支援を開始。
- 住宅初期設定費確保のために、3か月間一時居住支援事業を利用しながら生活を行い、同時に法テラスを介し債務整理を実施。
- 当該事業を理解していただける不動産業者との連携の中で、定期的見守りと家賃支払いに関する調整し新居を確保。新たな生活のスタートとなる。

自立相談支援機関・天竜厚生会地域福祉課



様々な事業の組み合わせと他機関協働 = **生活まるごとの支援へ**

天竜厚生会が実施する子ども支援について



天竜厚生会が子ども支援を開始したはじめての取り組みは

「合宿型学習支援事業」



《取り組みのきっかけ》

社会的孤立、孤独を防ぎ、

困窮状態の連鎖を断ち切るために・・・

ふじのくに型学びの心育成支援事業（静岡県委託事業）

（目的）【合宿】

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どものうち、日常生活及び教育面での支援が必要な子どもを対象に、夏季、冬季及び春季休業中に合宿型の学習支援を行うことにより、生活習慣の改善、学習意欲の喚起を促し、自立心の育成等を図る。

【キャリア形成支援】

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の高校生世代（中卒・高校中退若しくはその可能性のある者）に対し、就労体験などを通して実学を学ぶことや、大学見学等で進学意欲の喚起を行い、将来の目標を明確化させ、貧困の連鎖を断ち切る。

（実施方法）

【合宿】いずれも2泊3日で、夏2回（前期・後期を1セット）、冬1回、春1回

【キャリア形成支援】2泊3日で夏2回（前期・後期）、1泊2日で秋・冬にそれぞれ1回、2泊3日で春1回
明確化させ、貧困の連鎖を断ち切る。

様々な体験、大人との関わり = なりたい自分を見つける

天竜厚生会が実施する子ども支援について



天竜厚生会が所在する地域の学習支援事業

「通所型学習支援事業」

《取り組みのきっかけ》

法人が所在する地域で、学習支援を通じて

健やかに育つ環境づくりを地域とともに進めたい・・・

浜松市学習支援事業（浜松市委託事業）

（目的）ひとり親家庭や生活保護世帯など生活困窮を抱える家庭の子どもに対し、義務教育期からの学習支援を実施することで、将来の自立に必要な学習や進学に対する意欲を高め、貧困の連鎖を断ち切るもの。

（実施方法）毎週水曜日 16:00～18:30 に地域の協働センターで実施（必要に応じて送迎あり）

（費用）原則無償



子ども・家族だけでなく、地域を巻き込んだ地域づくりを

学習支援事業実施状況

就労体験



職業講話



学習支援



大学見学



文化的活動

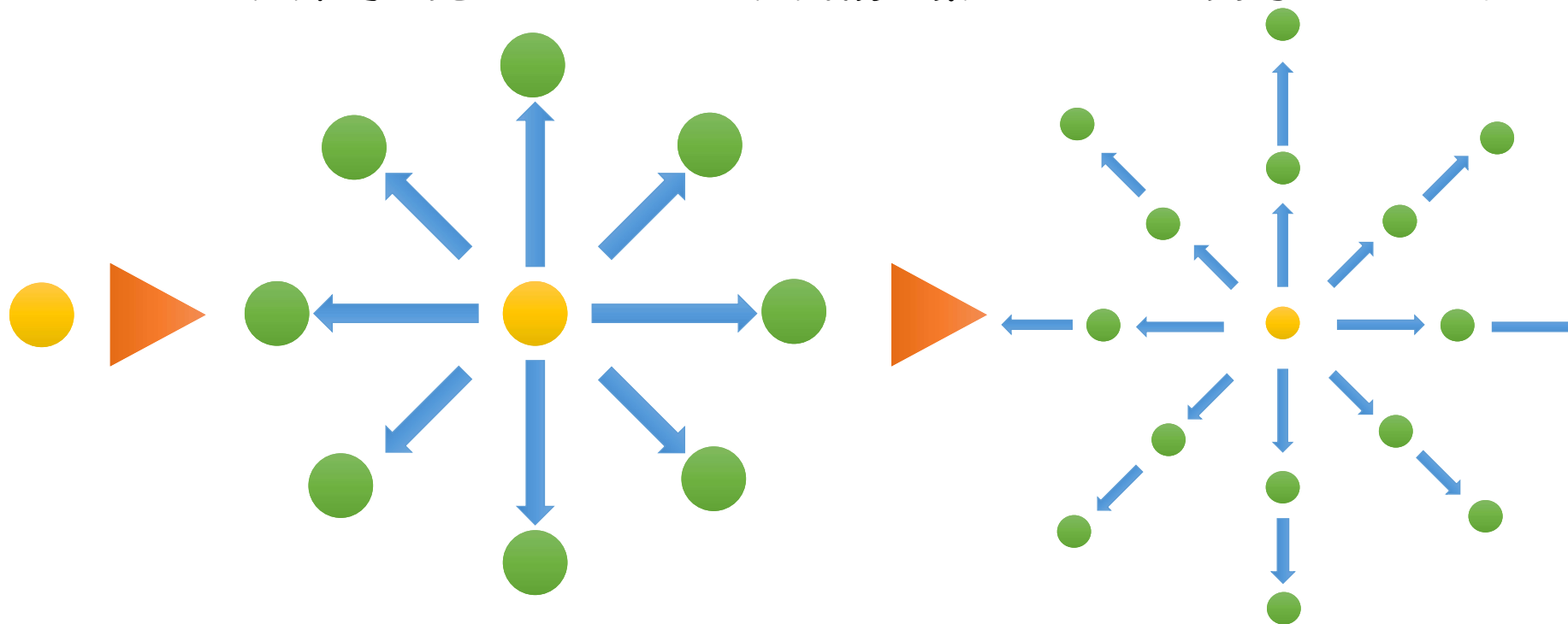


学習支援の取組の中で総勢250名を超えるボランティアが参加

事業の成果と課題 ～重層化した支援展開へ～



多くの事業に取り組むなかで、個々ケースの支援の充実はもちろんのこと、
当法人は、様々な分野の機関や人々とつながり、
より広い地域の機関や人々とのつながりが構築されてきた。
それにより、課題の見える化となり、支援に繋がることを実感している。



しかし、昨今の新たな福祉的課題は、必ずしもニーズとして表明されているものばかりではなく、むしろ潜在的なものとして見えないものであることの方が多くなっている。

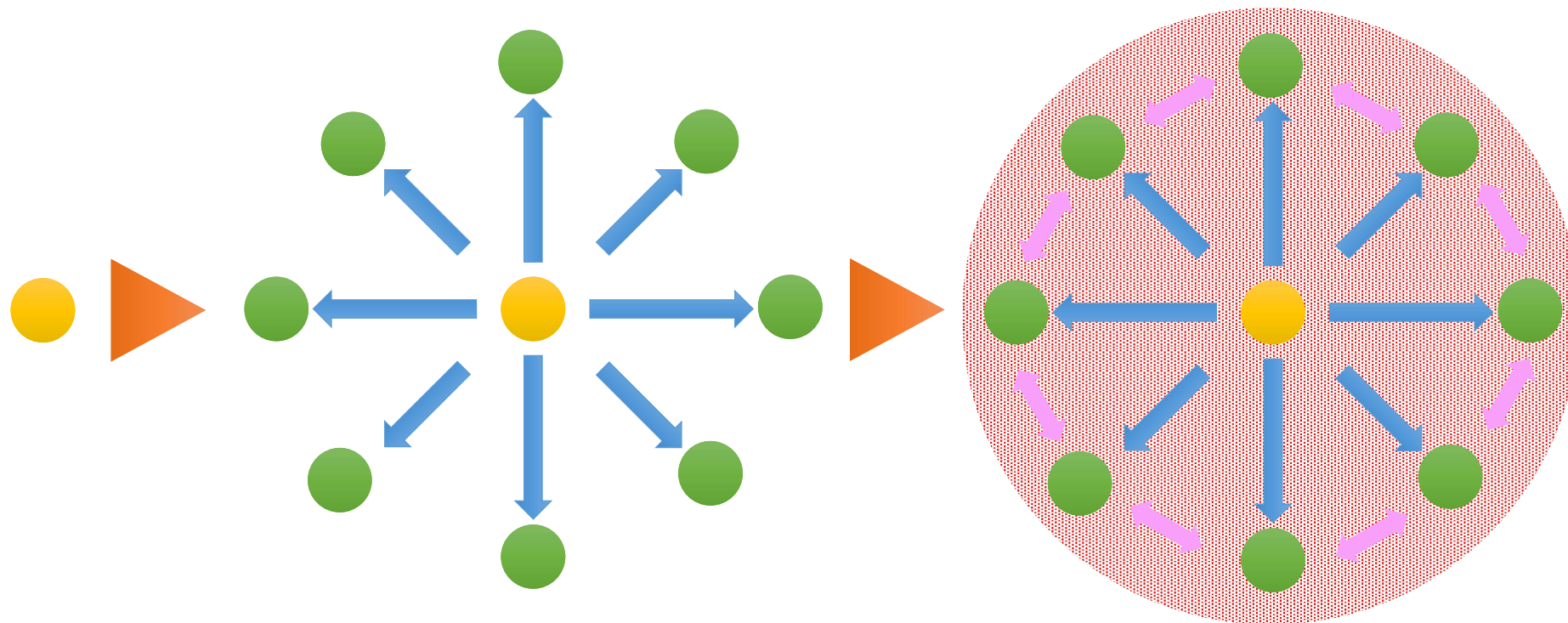
今後の展望 ～重層化した支援展開へ～



生活課題の多様化や社会的孤立からニーズが潜在化することがある。

だが一方で、福祉以外の視点からはニーズが顕在化していることもある。

**生じている課題を鋭敏にキャッチし総合的に支援を行うためには
点から線へ、そして面の支援の構築が必要不可欠。**



福祉領域のみならず多機関と相互連携することが重層化した支援を創出する。

まとめとして…



から

つながる

へ



核家族化や、地域力の低下、個々の生活形態の多様化等を背景として
生活の困難さは**“誰にでも起こり得る”** 普遍的課題になりつつある

何かが起きたから誰かに“つなげる”のではなく
私たちがあらかじめ“つながる”ことで
多くの人たちの目と耳と手が協力して『助けて』が言える社会、
『助けて』の声が聞こえる社会、『支えあう』社会の実現へ…

それこそが
地域共生社会の実現に向けた取り組みである